

答申第7号
平成22年11月19日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 石岡隆司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成22年3月11日付け青原立第471号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

質問状等に対する回答作成過程で関係法人から入手した情報に関する文書についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

別 紙

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成22年1月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「原燃事業にかかわっての質問状等に対する県の回答作成過程で日本原燃から入手した情報を記載した一切の文書。ただし、2009年4月以降分」（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「公開質問状等に対する県の回答を作成するに当たって、一部の質問については、事業者に対し電話等により照会、確認することはあるが、事業者からの資料提供はなく、また、やりとりを記録した文書を作成していないため、保有していない」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年2月10日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年2月18日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるとい
うものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書及び意見書に
よると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関から日本原燃株式会社（以下「本件事業者」という。）に対して送付さ
れた質問書のうち、県が独自に回答できない部分もあった場合には、その回答不能
の部分については、実施機関が回答書を作成するための基礎的文書の作成あるいは
情報提供を依頼されていた本件事業者が行っていたことは、一方の当事者である本
件事業者側が認めている。
- (2) 事実、本件不開示理由においても、「事業者に対し電話等により照会確認する」
としており、電話のみを手段としているものではないことを実施機関は認めている。
この点、電話のみならず、郵送やファクシミリ、電子メールによる情報交換も想定
されるところであり、このように考えると「文書を作成し、県に対し提供している」
とする本件事業者による説明と整合性がある。
- (3) 電話だけの情報提供であったとしても、質問者に対し回答しなければならない
のであるから、そのためには本件事業者から提供された情報を正確に記録し、その
上でその情報について、文書表現上も誤解や誤認が生じないように、あるいは事後
に再確認するためにもきちんとメモをとり、提供された情報について上司にも報告
し、決裁を得た上で回答書は作成されているものと推認される。したがって、少な
くとも電話メモなどは存在するはずである。
- (4) 条例による開示請求の対象となる行政文書は、条例第2条で定義づけられてい
るのであるから、このような電話メモであっても開示請求の対象となる行政文書に該
当することは明らかであり、このような文書が存在していてもなお実施機関が開示
請求に該当する文書が存在しないとするのであれば、実施機関による職権・裁量権
の濫用という以外になく、その行為は違法・不当であると言わざるを得ない。
- (5) 理由説明書に対する反論

ア 「質問の内容が事業者にかかわるもので、国や県に提出する各種報告書や事業

者のホームページ等により明らかになっていないものについては、県の担当者が事実関係を電話や電子メールにより、事業者に対し照会、確認することがあります。」との記載内容からすれば、「電子メール」による照会もあることが確認されるのであるから、この照会に対する事業者からの回答も電子メールによってなされていることが容易に推測される。

イ メモ書きは廃棄していると説明はされているが、その電子メールによって送受信された記録が廃棄されているという説明もされていないのであるから、それら電子メールによって送受信されたデータが存在することは、相当のがい然性をもって推量される。

ウ 質問状記載内容の全部又は一部に係る照会文書は、たとえ電子メールによるものであったとしても、県の外部組織への照会文書であることからすれば、体裁のいかんにかかわらず、当然のごとく県による公式な文書ということができはざである。仮に、実施機関が説明するように、当該電子メールによって送受信された文書についても「回答案を作成した時点でその都度廃棄するのが慣例」として行われているとすれば、文書管理についての問題が別途生ずることとなる。

エ 条例第2条第2号に規定する行政文書の定義からして、上記アからウまでに記載の、電子メールで送受信された電磁的記録も条例が定める行政文書に該当することは明白であり、実施機関による「県では、事業者から文書という形で資料提供を受けていない」とする説明には重大なそごがあるか、し意的な情報隠しの疑いがあるものと言わざるを得ない。

オ 異議申立人が本件事業者に赴いた際、その広報担当者は「回答の基礎的文書は作成し、県に提供している」旨明言していた。

カ 開示請求の対象となる文書の存在が実施機関による理由説明書によっても推認されること、相互に密接な関係のある実施機関と事業者の間の情報の相互提供と共有化が、組織的・制度的に行われている事実の存在によれば、実施機関による不開示理由に合理性は皆無である。また、本件事業者が「回答の基礎的文書は作成し、県に提供している」旨明言していることに照らせば、実施機関による意図的な情報隠しの存在が相当のがい然性をもって疑われる。

(6) 意見書に対する反論

ア 県として公式な回答を行うための基礎情報の取得に当たって、担当課の県職員が上司の指示もなく、組織的に認知もされないまま、個人的に第三者に情報提供

を依頼し、そして個人的に情報を受け、そうして得た情報を基に県としての公式な回答文書が作成されるという実施機関による説明は、極めて陳腐なものである。

イ 県としての公式な回答を作成するに当たっては社会通念上、県から一方の当事者である事業者に対して公式な情報提供依頼を行い、依頼を受けた事業者からは公式な形で見解や情報が提供されなければならないはずであり、そうでなければ、入手した情報が確実にきちんとした情報源から取得したものであるか客観的に検証できないこととなり、個人的情報をうのみにして、誤った情報を県民等に提供する可能性も否定し得ず、だからこそ、責任の所在がはっきりしたルートでの情報ということが客観的に説明できる状態で入手したことが前提でなければならないことは自明のことである。

ウ そうすると、それら情報は個人的に取得したというのではなく、外部の第三者に対して、県として公式に情報を依頼して取得したものにほかならないということになる。仮に実施機関が主張するように、県行政の重要な問題で外部との情報のやり取りが日常的に個人的に行われていて、しかもそのような状態が組織的に容認され、県における意思形成が行われていたり、回答文書が作成されていたとすれば、それはそれで別な重大な問題が生じる可能性が否定できない。

エ 仮に、実施機関が言うように「回答案を作成した時点でその都度廃棄しているのが慣例」であったとすれば、本来保管されなければならない行政文書を組織的に、し意的に廃棄してきたということを吐露していることになる。

オ 以上のように、本件不開示文書は、公式に外部から取得した文書ないしは作成した行政文書に該当する文書であることは明らかである。

カ 審査会から異議申立人に送付された「原子燃料サイクル事業に関し市民団体等から提出された公開質問状及び県回答書並びに作成起案写し」による各書面においても、回答については担当する各グループにおいて検討し、作成したものであることが認められる記載があり、「日本原燃(株)によると、」や「電気事業連合会によると」で始まる「答」が随所に確認される。これら情報の出所(事業者名)を明らかにした場合、事後に質問者又は各事業者から確認などが求められた際には照合する作業が必要になることも当然に想定される。そのためにそれら資料、文書は確実に保存していなければならないことは、義務的に求められる作業ではないか。

キ 本件事業者の「回答の基礎的文書を作成し、県に対して提供している」旨の発言内容について、実施機関において事実の有無を確認したところ、「本件事業者

からは「当社事業に関する質問状の回答を県が作成するに当たり、事業者である当社に確認せざるを得ない項目もあることから、当社が事業の現況等について県へ御説明をすることはある」旨を説明したが、そのことをもって異議申立人が「回答の基礎的文書を作成し、県に対して提供している」と誤解されたのであれば、事実誤認であるとの回答があったところです。」と、本件事業者からの回答文書を添付して、異議申立人が誤解して主張を述べているとするが、「基礎的文書を作成し県に提供している」と答えたのは、紛れもない事実である。実施機関は、本件事業者の当該回答文書を入手するためにどのような手段を講じたのか、明らかにしてほしい。

(7) 異議申立てにかかわっての意見

ア 実施機関においては、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）による取得個人情報の保護義務があるにもかかわらず、そのことについて全く認識しないまま、その扱いについて検討されることもなく、市民団体等からの質問状及び申入れの報告書に記載されている個人情報について、野放図に実施機関以外の外部、民間企業にさえも組織的に方針化して提供し続けていたことが明らかになった。このような個人情報の外部への垂れ流しについて、他の自治体の対応と比較すると、実施機関の対応は誠意に欠けるものと言わざるを得ない。

イ 「（事業者にかかわる）事実関係の聞き取り」については文書による照会ではなく、「電話や電子メールにより」行っているとしている。しかし、本件異議申立てに係る本件事業者への事実確認、照会については、文書により行われ、本件事業者からは回答が文書で寄せられていることは、明らかにその説明と対応が異なる事実を示している。

ウ 本来、県組織以外の民間企業に対する正式な照会であれば、公式コメント・情報を求めるという上記イに記載の依頼文書のように、それなりの文書によって照会がなされているはずであるが、それを行わず、入手情報を記載した電話メモやメールは、し意的に組織的に廃棄・削除している。そして、そのことを反省することもしないばかりか、そのような手法が当然のこととしてルーチン業務が行われてきていたのだと実施機関は主張する。明らかに文書管理規定に反するものとして、あるいは存在する文書をし意的に組織的に隠ぺいする行為として、厳しく批判されるべきである。

エ 照会を受けた本件事業者では、国策とされる原子力施策にかかわる問題について、県から公式な情報提供、コメントが求められた場合には、その求めを受けた側として、たとえ電話によるものであれ、メールによるものであれ、前記回答文

書が作成されていると同様に、相当の慎重さをもって相応の対応がなされているはずである。

オ 照会を受けた本件事業者の対応を通じて、実施機関からの照会がどのように行われ、それに対し、照会を受けた側がどのように回答をしているかを明らかにすることによって、実施機関が主張することが真実であるか否か、及び回答の内容が県において保管すべき内容でもないか否かを明らかにするため、審査会に対し、本件事業者への調査囑託を申し立てる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 原子燃料サイクル事業等に関する市民団体等からの質問に対して、県では、文書による質問状提出を原則とし、質問に対する回答は、エネルギー総合対策局長決裁の上、知事名で文書回答している。
- 2 県が回答を作成するに当たっては、質問の内容が事業者にかかわるもので、国や県に提出する各種報告書や事業者のホームページ等により明らかになっていないものについては、県の担当者が事実関係を電話や電子メールにより、事業者に対し照会、確認することがある。
- 3 照会及び確認の方法は、あくまでも事実関係の聞き取りであり、担当者は聞き取り内容を参考にしながら、県の回答案を作成しているが、事業者からの資料の提出はなく、そのやり取りのメモは個人的な検討段階でとどまるものであり、回答案を作成した時点でその都度廃棄しているのが慣例となっている。
- 4 県では、事業者から文書という形で資料提供を受けていないことに加え、聞き取った内容について記録文書を作成、保存していないことから、請求内容に係る行政文書を保有していない。
- 5 担当者の個人的なメモ及び個人アドレスあてのメールについては、あくまでも職員の個人的な検討段階にとどまる資料、メモ等であり、その内容は組織的に認知されてはならず、当該組織において保存又は保管されていない性質のものであることから、条例第2条第2号に規定する行政文書には当たらないものと判断する。

- 6 異議申立人が主張する、本件事業者の「回答の基礎的文書は作成し、県に提供している」旨の発言内容について、事実の有無を確認するため、本件事業者あてに事実確認依頼を行った結果、本件事業者から「当社が事業の現況等について県へ御説明することはある」旨を説明したが、そのことをもって異議申立人が「回答の基礎的文書を作成し、県に対して提供している」と誤解されたのであれば、事実誤認である。」との回答があった。県としては、同社の回答のとおり、異議申立人が主張するような趣旨の発言はなかったものとする。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書の不存在の態様

ア 実施機関は理由説明書において、「県が回答を作成するに当たっては、質問の内容が事業者にかかわるもので、国や県に提出する各種報告書や事業者のホームページ等により明らかになっていないものについては、県の担当者が事実関係を電話や電子メールにより、事業者に対し照会、確認することがある。」「照会及び確認の方法は、あくまでも事実関係の聞き取りであり、担当者は聞き取り内容を参考にしながら、県の回答書案を作成しているが、事業者からの資料の提出はなく、そのやり取りのメモは個人的な検討段階でとどまるものであり、回答案を作成した時点でその都度廃棄しているのが慣例となっていることから、請求内容に係る行政文書は保有していない」としているところである。

イ 公開質問状に対する回答書の作成状況

当審査会が実施機関に対し、2009年4月から本件処分までの間に、原子燃料サイクル事業に関し市民団体等から県に提出された公開質問状及びこれに対する県

の回答書（以下「本件回答書」という。）並びに本件回答書の作成起案の写しの提示を求め、県の回答実績及び本件回答書の作成起案の状況について、審査会において実際に見分し、また、当審査会からの照会に対する実施機関の回答書等によれば、次のとおりであると認められる。

(ア) 県の回答実績

2009年4月から本件処分までの間に、10の市民団体等から16件の質問状が提出され、県は当該質問状に対し、エネルギー総合対策局長決裁の上、知事名で回答している。

(イ) 本件回答書の作成起案の状況

- a 本件回答書の作成起案には、ホームページにより既に明らかになっている情報が一部添付されているが、本件事業者から確認した情報を記録したメモ等は添付されていない。
- b 当該メモ等を添付しない理由として、実施機関は、本件回答書を作成する際、本件事業者から確認した情報については、既に知り得ている様々な関連情報をも総合的に参酌した上で、担当者の責任において回答案に反映していることから、その作成起案には、取り立てて添付していない旨説明している。

(ウ) 本件事業者から確認した情報の内容

- a 実施機関が本件事業者に対し事実関係を確認した情報は、本件事業者でなければ分かり得ない専門性のある情報が含まれており、県独自で作成することが困難な情報である。
- b 本件事業者から確認した情報は、本件回答書において、「日本原燃によると～とのことです。」という形式で記載されており、このような形式で記載された回答書は、本件回答書16件のうち9件である。

ウ 本件事業者から確認した情報に係る文書等の有無

(ア) 当審査会が実施機関に対し、本件回答書の作成過程において、事実関係の照会、確認のために、県が本件事業者とやり取りしたメールの有無、本件回答書の作成過程か否かにかかわらず、本件事業者から確認した情報を記録した文書の有無について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

- a 本件回答書の作成過程において、過去にメールでのやり取りはあったものの、その後廃棄していたことから、現時点では存在しない。
- b 本件回答書の作成過程か否かにかかわらず、電話や電子メールにより本件事業者から確認した情報を記録した文書は、作成していない。

(イ) また、当審査会が実施機関に対し、本件回答書の作成起案には、質問内容によっては、起案した課と異なる部局の課が回答を作成している部分も見受けられたため、起案した課と異なる部局の課において回答を作成した際の本件事業者から確認した情報の取扱い及び当該情報を記録した文書の有無について説明

を求めたところ、起案した課と異なる部局の課が回答を作成している部分についても、本件事業者から入手した情報の取扱い状況については、入手方法や記録文書の有無ともども、起案した課と同じであり、本件事業者から確認した情報を記録した文書は存在しないと述べているところである。

エ 本件事業者から確認した情報に係る文書等を廃棄する理由及びその支障の有無
当審査会が、本件事業者とのやり取りのメモを廃棄する理由、決裁後に当該メモ等を廃棄することにより、回答案の作成主体として、県のその後の事務に支障が生じることはないのかについて実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 決裁過程で回答内容に何らかの修正が加えられる場合が考えられるため、決裁が完了するまでは担当者が保管しているが、回答が完成した決裁後は、その必要がなくなることから、廃棄している。

(イ) 本件事業者からは必要に応じて個別の情報の提供を受け、それも参考にしながら、県として質問の趣旨を踏まえた回答になるよう文章を作成している。よって、公開質問に対する回答文という性格から、回答案が完成した時点でメモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生じることはない。

(2) 以上のとおり、当審査会に提示された本件回答書の作成起案の写しには、本件事業者から確認した情報を記録した文書は添付されておらず、また、実施機関では、本件回答書の作成過程において、本件事業者から紙文書での情報提供はなく、本件事業者とやり取りした電話メモや本件事業者から電子メールで得た回答（以下「本件メモ等」という。）は廃棄したことから存在しないと説明している。

(3) しかしながら、本件回答書における本件事業者から確認した情報の内容は、具体的な数値やデータを含む、本件事業者でなければ分かり得ない専門的な情報で、県独自では取得できないものであり、また、本件回答書における当該情報の該当箇所は、本件事業者から提供された情報を引用したことが明らかな形式で記載されている。これらのことからすれば、当該情報は、県としての回答の証拠に相当するものである。

(4) また、当審査会が実施機関に対し、本件事業者からの回答は担当者の個人的な見解かどうかについて説明を求めたところ、実施機関は、公開質問状に対する回答を作成するに当たり、県の担当者が本件事業者側の担当者に情報の提供を求めるときは、その趣旨を伝えた上で行うことから、本件事業者側の担当者は、県の担当者からの照会が、先に情報提供を受けた公開質問状に関するものであること、県からの照会への回答が最終的に知事名での回答作成のベースとなることなど、その目的と意義を十分に認識しているため、本件事業者側の担当者から得られた個別の情報に

については、当該担当者の個人的な見解ではなく、本件事業者の回答として得ているところであると説明している。

- (5) 実施機関は、本件メモ等を廃棄した理由や廃棄したことによる支障の有無について、「回答が完成した決裁後は、保管の必要がなくなる」、「公開質問に対する回答文という性格から、回答文が完成した時点で本件メモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生ずることはない」などと説明する。

一方、本件事業者から得た情報は、上記のとおり、本件事業者でなければ知り得ない専門的な情報で、県独自では入手困難なものと認められるものである。そして、これらは、県としての回答内容の根拠を示す証拠であり、廃棄してしまえば、後日県としての回答内容について真偽を質された場合、実施機関は、その証拠を示すことができなくなる。

本件メモ等の重要性を踏まえれば、「保管の必要がなくなる」、「廃棄しても支障はない」とする実施機関の説明は理解困難であり、結局、本件メモ等を廃棄する合理的理由は認められないと言うしかない。

- (6) そこで、本件メモ等を含め、本件事業者から確認した情報に係る文書等が実際に廃棄され、存在しないのかなどについて、実施機関に対し、原子燃料サイクル事業に関し市民団体等から県に提出された公開質問状及びこれに対する県の回答書に関する、平成19年度分から平成21年度分までのファイルの原本（以下「公開質問関係ファイル」という。）の提示を求め、審査会において実際に見分したところ、その状況は、次のとおりであった。

ア 平成21年度分

本件回答書の作成起案以外の書類としては、県作成のパンフレットがつづられていたが、本件メモ等は認められなかった。

イ 平成19年度分及び平成20年度分

回答書の作成起案以外の書類としては、ホームページにより既に明らかになっている情報や県作成の資料及びパンフレットがつづられていたが、本件事業者から確認した情報に係る文書等は認められなかった。

- (7) 以上のとおり、実施機関の公開質問関係ファイルには、本件メモ等を含め、本件事業者から確認した情報に係る文書等は存在せず、これら文書等の廃棄が常態化しているものと認められ、実施機関が、真実は保有しているのに、これを秘して、あえて当審査会に対し、虚偽の説明をしているとまで認める事情もないので、本件メモ等は、実際に廃棄されてしまったと考えるしかない。

3 その他

- (1) 異議申立人は、当審査会に対し、県からの照会内容、本件事業者の回答内容、その経緯に関する文書の保管状況等について、本件事業者に対する調査囑託を申し立てたところである。
- (2) しかし、当審査会の調査審議の対象は、実施機関が本件対象文書を保有しているかどうかであり、実施機関と本件事業者との間の照会、回答の具体的内容等が直接審査の対象となるわけではない。よって、調査の必要は認められない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

5 付言

- (1) 本件メモ等を廃棄することにより生じる支障

実施機関は、本件メモ等は個人的な検討段階でとどまるものであるため、本件回答書を作成した時点でその都度廃棄している旨を述べている。そして、回答案が完成した時点で、本件メモ等を廃棄したとしても、その後の業務に支障が生じることはないと説明しているが、一方、本件回答書における、本件メモ等に記録した情報の引用が認められる部分については、既に知り得ている様々な関連情報を含め総合的に参酌して作成しており、必ずしも本件事業者からの確認内容をそのまま引用しているものではないとも説明している。

当審査会が本件回答書を見分したところ、その内容については、本件メモ等が廃棄されていることで、既に提供された情報と、本件回答書の作成過程で提供された情報との区別が付かない状況となっていることが認められる。まして、本件において本件事業者から提供された情報は、県独自では取得できず、本件事業者でなければ分かり得ない、専門的で正確性が求められる情報であることから、本件メモ等を廃棄してしまえば、事後において、回答書の内容の正確性、整合性について問われた際に、検証することができず、その支障は大きいものがあると言わざるを得ない。

- (2) 本件メモ等の保存の必要性

本件メモ等は、本件事業者の回答として得たものであり、実施機関はこれに基づいて本件回答書を作成している。このことからすれば、本件メモ等は、実施機関が

本件回答書を作成する上での意思形成過程の証拠となるものとして、組織共用性を有し、行政文書に該当する可能性が非常に高く、また、本件メモ等を廃棄することは、県としての回答の証拠と言うべきものを廃棄することとなる。

以上、本件事業者から提供された情報のうち、本件回答書を作成するに当たって使用した根拠情報は、その重要性を踏まえると、電話や電子メール等取得方法の別にかかわらず、何らかの方法でその内容が保存されるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3 月11日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成22年 3 月29日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成22年 4 月 7 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成22年 4 月16日 (第 3 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 5 月12日	・ 実施機関からの意見書を受理した。
平成22年 5 月18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 5 月21日 (第 4 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 6 月16日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 6 月18日 (第 5 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 7 月 9 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 7 月16日 (第 6 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 8 月12日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成22年 8 月27日 (第 7 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 9 月16日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 9 月17日 (第 8 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年10月15日 (第 9 回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年11月 1 日	・ 実施機関からの提出資料を受理した。
平成22年11月12日 (第10回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成22年11月19日現在)